

都市安全確保計画促進事業制度の変更

平成25年10月28日
国土交通省

都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）

平成25年度予算：国費4.3億円

○都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。

都市再生緊急整備地域内＋主要駅周辺

※下線部は平成25年度拡充部分

都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



都市再生安全確保計画
又はエリア防災計画を作成

- ・防災施設等の整備（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等）
- ・災害予防対策（避難訓練等）
- ・災害発生時の避難・救助 等

- 協議会開催支援
- 計画作成支援
 - ・専門家の派遣 等
- コーディネート活動支援
 - ・勉強会、意識啓発活動
 - ・官民協定の締結

予算支援
補助率1/2

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

予算支援
補助率1/2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール
備蓄ルール確立 等



ハード対策

備蓄倉庫、情報伝達施設
非常用発電設備の整備 等

予算支援
補助率1/3



計画作成及び計画に基づく
ソフト・ハード対策等への支援

国

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年9月時点において62地域が指定）。

※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺

都市再生安全確保施設を有する建築物に対する特例措置の創設（固定資産税等）

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される備蓄倉庫に対して課税の特例措置を講じる。

施策の背景

現状・課題

○ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。



※東日本大震災
当日の新宿駅

○ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

⇒ **都市再生特別措置法の改正（平成24年7月1日施行）**

都市再生安全確保計画制度の創設

協議会
（*）

【構成員】

- ・ 国、地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者、鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等

都市再生安全確保計画を作成

- ・ 都市再生安全確保施設の整備（退避施設、退避経路、備蓄倉庫等）
- ・ 退避施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練 等

⇒ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

（*）都市再生緊急整備地域（全国62地域を指定）の協議会

本特例の対象設備

備蓄倉庫



税制改正の概要

都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して



固定資産税・都市計画税について、**最初の5年間**、価格に $\frac{2}{3}$ を参酌し、 $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を2年間に限り講じる。